



燃料費等の高騰が続く中、市内に営業拠点を置く運送事業者等に対し、経費負担の軽減と経営の安定を図ることを目的として、所有する貨物自動車等の台数に応じて支援金を交付します。

1 補助対象者

- (1) 次のいずれかの許可、認定又は届出（以下「許可等」という。）事業者であって、当該許可等に係る営業拠点を市内に置く法人又は個人事業者
 - 一般貨物自動車運送事業
 - 特定貨物自動車運送事業
 - 貨物軽自動車運送事業
 - 自動車運転代行業
- (2) 申請日時点で運送事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ・ 岩国市に納付義務のある税を滞納している者
 - ・ 岩国市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

2 補助対象車両

申請日時点における上記許可等に係る車両で、市内の営業拠点に属するもの。
※被けん引車、二輪車は除く。

3 補助額

補助対象車両1台につき、次の区分による額

区分	補助額	備考
普通自動車※（大型トラック）	6万円	※道路運送車両法の区分による。 ・事業用車両（緑（黒）ナンバー）のみ対象
小型自動車※（小型トラック）	4万円	
軽自動車※（軽トラック）	3万円	
霊きゅう自動車	3万円	
運転代行車両（随伴用車両）	3万円	

※申請者1者当たり100万円を限度とする。

4 申請期間

令和7年10月14日（火）から令和8年1月23日（金）まで

5 申請方法・問い合わせ先

申請書及び必要書類を郵送（消印有効）、電子申請又は直接、岩国市役所商工振興課へ提出

申請先：〒740-8585 岩国市今津町一丁目14番51号
岩国市役所 商工振興課 企業振興班
電話番号：0827-29-5110
メールアドレス：shoukou@city.iwakuni.lg.jp

6 必要書類

	貨物自動車 運送事業者	自動車運転 代行事業者
運送事業者等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書	☐	☐
誓約書兼同意書	☐	☐
交付対象車両一覧	☐	☐
交付対象車両の自動車検査証記録事項又は「有効期間の満了する日」の記載がある自動車検査証の写し ・「有効期間の満了する日」の記載があるもの、有効期間が経過したものは不可 ・対象車両全てに対し必要	☐	☐
申請者本人名義の振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し ※1	☐	☐
営業車両の台数が確認できる書類（山口運輸支局の受付印があるもの） ・一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業においては、事業計画変更事前届出書又は変更認可申請書の写し ・貨物軽自動車運送事業においては、貨物軽自動車運送事業経営届出書又は変更等届出書の写し	☐	—
公安委員会からの運転代行業の認定書の写し ※1	—	☐
ナンバープレートと国土交通省令で定める表示（認定番号等）が写っている写真	—	☐

※1について、前回(令和4年度)に申請され、内容が変わらず書類が確認できる事業者は省略可

7 留意事項

申請は1事業者につき1回限りです。

8 申請から支払いまでの流れ

申請書、必要書類を郵送、電子申請もしくは窓口(商工振興課)にて提出

書類審査

交付決定（交付決定及び額の確定通知書を申請者へ送付）

口座へ支払い（申請から3週間程度）

9 その他

- ・法人又は個人事業者単位での申請となり、事業所・営業所ごとの申請はできません。
- ・申請様式は、市ホームページのほか、市商工振興課(4階)窓口でも取得できます。
- ・申請後、申請内容について市からお問い合わせすることがあります。

○ 詳細・手続きはこちらから

市ホームページ▶



電子申請フォーム▶
メールアドレスを入力後、
届いたフォームにて申請
してください。

